

仙台白百合女子大学

## 公的研究費等の運営・管理に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、本学における公的研究費等の取扱いに関して、本学の研究倫理規程に則り、不正を防止し、適正な運営・管理を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費等とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく補助金をいう。

2 地方公共団体、財団・企業等からの助成金、受託・共同研究費、寄付金等や受託研究費等（以下、「他の外部資金」という）については、公的研究費等に準ずる扱いとする。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教職員及び非常勤教員で、第 1 項及び前項に掲げる研究費補助金等を 1 人で受ける者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金等の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

第 3 条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(責任と権限)

第 4 条 本学の公的研究費等を適正に運営管理するために最高管理責任者、統括管理責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長を充てる。

(2) 統括管理責任者は、学部長並びに事務局長を充てる。学部長は研究活動管理責任者として、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとする。事務局長は事務処理管理責任者として、事務組織の実質的な責任と権限を持つものとする。

(3) 最高管理責任者は、公的研究費等に係わる研究活動における不正防止に関する規程を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及び次項に規定するコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の適切な運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し必要な措置を講じなければならない。

(4) 最高管理責任者は、不正防止計画の作成、実施、管理、検証に努めてそ

れを周知しなければならない。

(5) 最高管理責任者は、公的研究費等の使用に関する行動規範を定めてそれを周知しなければならない。

(6) 最高管理責任者は、研究活動における不正防止に関する本学の取り組みについて、適切な形で内外に公表して周知しなければならない。

2 本学の部署等における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者として、公的研究費等の取扱いに関するコンプライアンス推進責任者を置き、学科長と庶務課長をもってこれに充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 自らが管理する部署等において、公的研究費等の運営及び管理を実施して確認し、定期的に統括管理責任者へ報告書を提出する。

(2) 不正使用の防止を図るため、本学に関わるすべての研究者等に対してコンプライアンス教育と研究倫理教育を受講させ、その状況を管理監督する。

(3) 研究者等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(公募の申請)

第 5 条 公募要領により公的研究費等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、研究代表者等は大学に遅滞なく届出るものとする。

(公的研究費等の管理並びに使用)

第 6 条 研究代表者等は、公的研究費等の交付内定(継続分を含む)を受けたときは、本学規程等に則り、適切に管理し使用するものとする。

2 公的研究費等の申請及び経理事務手続きに関する機関内外からの相談を受けられる窓口を設置する。相談窓口は庶務課とする。

3 研究倫理委員会並びに庶務課は、本学公的研究費等の使用に関する申し合わせ等を教職員並びに非常勤教員に対して周知徹底しなければならない。

4 事務局長並びに研究倫理委員会は、効率的かつ適正な予算執行管理のために、研究者に対して公的研究費等の使用に関する助言を行わなければならない。

(経理事務の準拠)

第 7 条 公的研究費等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費等配分機関の定める取扱規程並びに本学規程等によるものとする。

(間接経費の譲渡)

第 8 条 研究代表者等は、間接経費が交付された場合には、原則として本学に譲渡するものとする。

2 間接経費が定められていない公的研究費等については、原則として補助額の

10%を管理経費として本学に譲渡するものとする。

- 3 譲渡された間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の定めるところによるものとする。

（設備等の寄付手続等）

第9条 学長は、公的研究費等により取得した設備・備品（以下[設備等]という）の寄付受入に関する権限を、事務局長に委任するものとする。

- 2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、寄付手続を行わなければならない。

（管理帳簿への記録）

第10条 前条第2項に掲げる設備等を取得したときは、備品台帳に記録しなければならない。

（事故等の報告）

第11条 研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨を事務局長に報告しなければならない。

（不正の防止）

第12条 公的研究費等の取扱いにおける不正防止に関しては、「研究活動における不正防止に関する規程」第3条、第4条に則って行う。

（監査）

第13条 研究費等が適正に管理運営されていることを確認する監査は、「研究活動における不正防止に関する規程」第11条に則って行う。

（定めのない事項の取扱い等）

第14条 この規程に定めのない事項については、研究倫理委員会が審議して決定する。

（規程の改廃）

第15条 この規程の改廃は、研究倫理委員会において審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

2009（平成21）年10月21日	施行
2015（平成27）年4月1日	一部改正
2016（平成28）年9月21日	一部改正
2018（平成30）年7月18日	一部改正
2022（令和4）年4月1日	一部改正